

医療費証明書の申請にかかる留意事項

【医療費証明書の申請について】

1. 医療費証明書は申請方式となっておりますので、「医療費証明書交付申請書」に必要な事項をご記入のうえ、当組合あてご提出ください。
2. 申請書は、「当組合ホームページ⇒申請書類一覧⇒医療費通知」からダウンロードしてください。なお、ダウンロードができない場合は、当組合あてご連絡ください。
3. 返信用封筒は添付不要です。

【医療費証明書の交付について】

1. 医療費証明書の交付は、おおむね申請書受理日から2～3か月程お時間を要します。
なお、「医療費証明書交付申請書」の3.証明が必要な期間(以下、「証明期間」)のウを選択された場合、医療費証明書の発送は2月下旬頃となります。
ただし、申請書の提出が1月中旬以降の場合は、交付申請の集中が予想されることから、発送が確定申告期限日過ぎとなることもありますので、あらかじめご承知おきください。
2. 医療機関等からの診療(調剤)報酬請求及び請求内容の審査に約3か月かかるため、証明できる直近の診療月は、申請書を受理した月の3か月前までとなります。
また、証明期間のウを選択された場合、ウに示された年の11月診療分までの証明となりますので、医療費控除の申告をされる方は、12月診療分については、医療機関等からの領収証でご確認ください。
なお、医療機関等からの請求が遅れることもありますので、11月診療分までの証明を確約するものではないことをご承知おきください。
3. 医療費証明書の交付は、当組合の加入期間、かつ、当組合にて医療機関等からの診療(調剤)報酬請求の内容確認がとれたもののみとなります。

【マイナポータルによる医療費控除申告等について】

令和3年11月から、マイナポータル(政府が運営する行政手続き等に関するオンラインサービスであり、ログインにはマイナンバーカードが必要となります。)

で医療費通知情報の閲覧ができるようになりました。令和3年9月診療分から閲覧可能となっており、毎月11日に前々月診療分が更新されますので、2月には確定申告に必要な前年の12月分まで取得できます。

また、医療費控除申告の手続きの際、マイナポータル連携（マイナポータルを通じて医療費通知情報（令和3年9月診療分以降の医療費が可能）を一括取得し、e-Tax（国税電子申請・納税システム）で申告書の該当項目へ自動入力する機能）にも対応し、確定申告が便利になりました。

つきましては、令和4年分所得税の確定申告から、マイナポータルによる医療費通知情報の取得をいただき、オンラインによる確定申告にご活用ください。

【問合せ先について】

当組合が交付する医療費証明書以外のお問い合わせにつきましては、以下の各機関にお問合せください。

<医療費控除について>

- お住まいの住所地を管轄する税務署
- 国税庁 ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shoto304.htm>)

<マイナポータルについて>

- マイナポータル (<https://myna.go.jp>)
- マイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178)

<照会先>
〒260-0026
千葉県千葉市中央区千葉港 7-1
千葉県医業健康保険組合
担当：医療給付課
TEL：043-241-8514